

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十五年五月三十一日第百二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	第一〇一 号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	令和七年六月二十日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番五十五から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番五十五まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七番五十七から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七番二十四まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	四十六・〇 二十七・二
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	〇・〇～四・〇 六・〇